

電気通信事業法施行規則等の一部改正

(「競争ルールの検証に関するWG」の議論を踏まえた規定整備)

概 要

令和 5 年 1 1 月

- モバイル市場の公正な競争を促進するため、電気通信事業法第27条の3において、携帯電話事業者等に対する規律（①通信料金と端末代金の完全分離、②行き過ぎた囲い込みの禁止）を規定。
- 2019年の改正電気通信事業法の施行から3年経過後の施行状況を踏まえ、「競争ルールの検証に関するWG」において、規律の見直しの検討を実施。
- 今般、競争ルールの検証に関する報告書2023（以下「報告書」という。）が取りまとめられたところ（令和5年9月11日公表）、報告書の内容を踏まえ、必要となる省令等の改正を行うもの。

主な改正	現 行	改正案
①割引上限規制	・ 「白ロム割」は非規制 ・ 上限は一律2万円	・ セット購入時の「白ロム割」も規制対象 ・ 上限は原則4万円。ただし、4万円から8万円の端末は価格の50%、4万円以下の端末は2万円
②継続利用割引	・ 通信料金（同等のものを含む。）以外は非規制 ・ 長期拘束を意図せぬ継続割引が規律の対象	・ 通信料金（同等のものを含む。）以外も規制対象 ・ 長期（6ヶ月）にわたって利用者を将来的に拘束する契約のみに限定
③対象事業者	・ MNOとその子会社等 ・ 契約数が0.7%（100万）を超える独立系MVNO（IIJ、オプテージ）	・ MNOとその子会社等 ・ 契約数が4%（500万）を超える独立系MVNO（現時点で、対象なし）
④その他	・ 販売価格が一の場合、対照価格は調達価格と比較（複数の価格を設定する場合は調達価格と比較せず） ・ 通信方式変更／周波数移行時の特例 ・ 既往契約更新特例は2024.1.1までに廃止予定	・ 複数の価格を設定する場合でも、調達価格と比較 ・ 特例廃止（3Gから4G・5Gへのマイグレ特例は存置） ・ 予定どおり、既往契約更新特例を廃止

- 本WGは、「電気通信市場検証会議」の下で、2020年4月から開催。
- 本WGは、2019年10月に施行された改正電気通信事業法において実施した通信料金と端末代金の完全分離、期間拘束等の行き過ぎた囲い込みの是正のための制度整備等の効果やモバイル市場に与える影響の評価・検証を行うことを目的とする。
- これまで、2020年から毎年の評価・検証を行い、その結果を取りまとめた報告書を毎年公表。
- 2023年は、特に2019年改正事業法により導入された制度の施行3年後の見直しを中心に検証し、同年9月11日に報告書を公表。

【構成員】(50音順)

相田 仁	東京大学名誉教授
大谷 和子	株式会社日本総合研究所 執行役員 法務部長
大橋 弘	東京大学 公共政策大学院 教授
北 俊一	株式会社野村総合研究所 パートナー
佐藤 治正	甲南大学 名誉教授
関口 博正	神奈川大学 経営学部 教授
長田 三紀	情報通信消費者ネットワーク

【主査】 新美 育文 明治大学 名誉教授

西村 暢史 中央大学 法学部 教授

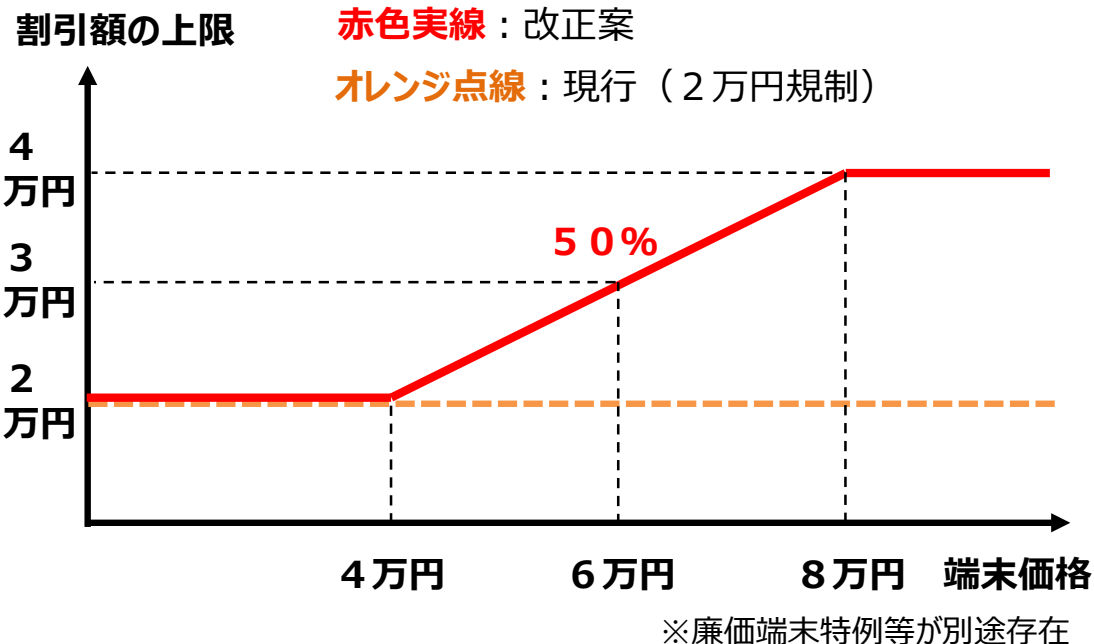
西村 真由美 全国消費生活相談員協会 IT研究会 代表

- 現行の割引上限 2 万円規制について、導入後の一定期間は、規制の導入効果が現れていたが、「白ロム割」※が始まったことにより、再び「1 円販売」等の大幅な端末値引きが行われるようになった。

※ 端末の購入等をするのみを条件とすることで上限 2 万円規制の対象外となる端末値引き

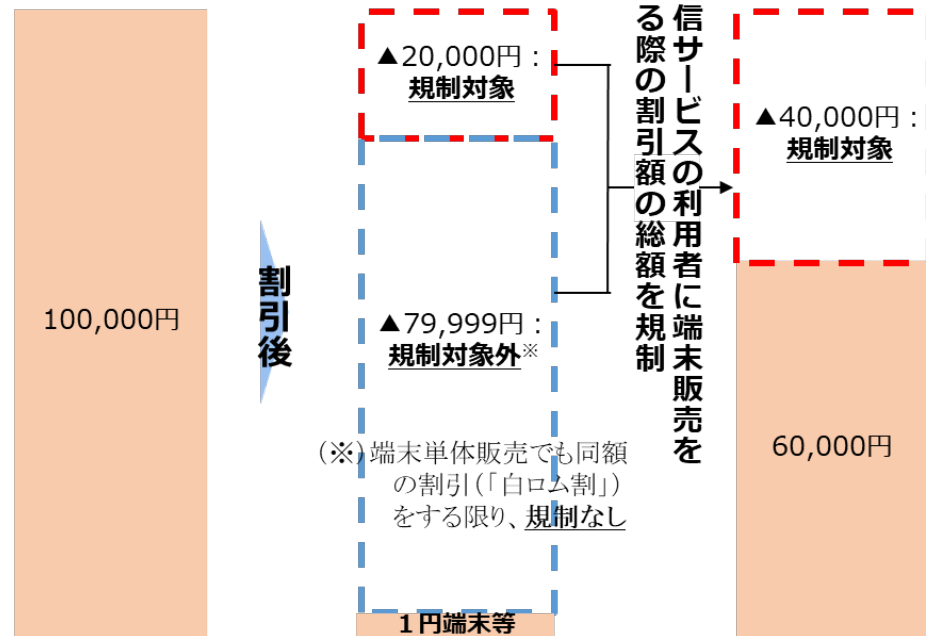
- このような状況等を踏まえ、報告書においては、割引上限規制の見直しについて、次のとおり取りまとめられた。
 - ・ 現行制度上、利益の提供の上限額の範囲に含めていない「白ロム割」は、割引額の上限の範囲に含めることが適当
 - ・ 割引額の上限については、最新データに基づいて、原則 4 万円とするが、対照価格が 4 万円から 8 万円までの場合にあっては対照価格の 50%、4 万円以下にあっては 2 万円とすることが適当
- 報告書を踏まえ、電気通信事業法施行規則（以下「施行規則」という。）の改正を行う。

● 割引額の上限



● 白ロム割規制

端末の購入代金（税抜）



第3章 事業法第27条の3の施行状況に関する検討

2. 通信料金と端末代金の完全分離に係る規律の見直し

(1) 上限2万円規制に係る規律の見直し

③ 考え方

ア 潜脱行為の防止

(略)

すなわち、現行制度上「白ロム割」については利益の提供の上限額の範囲に含めないこととされているが、通信サービスと端末のセット販売（機種変更の場合を含む。）に際して行われる「白ロム割」については、上限額（イ参照）の範囲に含めることとすることが適当である。

なお、割引の基点である対照価格について、現行制度上、一の価格のみが設定されている場合には当該一の価格と調達価格のいずれか高いものとなるが、複数の価格が設定されている場合には最も高い価格が採用されることとなり、調達価格との比較がない。

この場合には、事業者が価格を不当に抑制することによる規制の潜脱が行われるおそれがあることを踏まえれば、その潜脱を防止する観点から、複数の価格を設定する場合であっても、対照価格が調達価格を下回らないように見直すことが適当である。

(略)

イ 上限額の見直し

1. ④の考え方で示したとおり、「通信料金と端末代金の完全分離」という改正法の考え方を維持することが適当である。他方で、改正法施行時と現在とではモバイル市場における状況が異なっていることを踏まえると、上限額の算出方法を踏襲しつつ、最新のデータ（改正法施行後の2020年度から2022年度までの3年間の平均値）を用いることが適当である。

(略)

以上の考え方により平均的な利用者1人の通信料収入から得られることが期待される利益を算出すると、約4.1万円（ARPUの3年平均（4,137円）×営業利益率の3年平均（18.9%）×端末の3年平均使用年数（53.2月）＝41,597円）となることから、上限額については、その算出した額の内数である4万円とすることが適当である。

ただし、割引額の上限を一律4万円とした場合に低中価格帯の端末において、いわゆる「転売ヤー」や「1円端末」等の問題が発生するおそれがあること、現行のガイドラインにおいて、不良在庫端末の割引上限は、最終調達日から24か月経過した場合に、対照価格の半額（50%）とする特例を認めていることを踏まえると、現行の割引額の上限である2万円を超える割引額の上限については、在庫端末特例の基準（50%）を考慮することが適当である。

このため、割引額の上限については、原則4万円とするが、対照価格が4万円から8万円までの場合にあっては対照価格の50%、4万円以下にあっては2万円とすることが適当である。

(略)

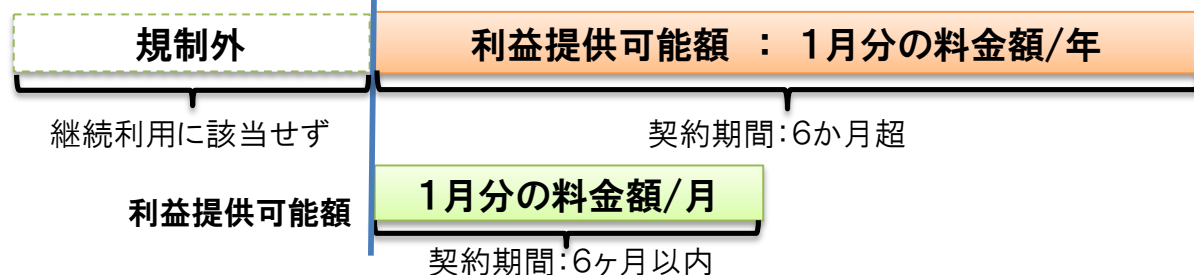
- 現行の継続利用割引は、「契約を一定期間継続していたことに応じて利用者に対して行われる」利益の提供を規律対象としているところ、長期にわたって利用者を拘束する行為とまでとはいえない、次の場合も継続利用割引に該当することになる。
 - ・ 契約時点において将来の継続利用に応じた割引を行うことを約していない場合
 - ・ 料金割引が適用されることの判定に一定期間を要する場合
- 一方、継続利用に応じた高額な利益提供でも、通信料金割引（同等のもの）以外の利益の提供については規制の対象外。
- このような状況等を踏まえ、報告書においては、継続利用割引の見直しについて、次のとおり取りまとめられた。
 - ・ 継続利用割引の規律対象は、契約時点において将来の継続利用に応じた割引を行うことを約することで、長期（例えば6か月を超える期間）にわたって利用者を拘束するものに限定することが適当
 - ・ ただし、長期でない場合であっても、過度な継続利用割引を行うことは適当ではないため、このような割引が行われないよう必要な対応を行うことが必要
 - ・ 継続利用に応じた通信料金割引（同等のもの）以外の利益提供も規律の対象とすることが適当
- 報告書を踏まえ、施行規則の改正を行う。

【現行】



※ 規律対象は
「通信料金割引その他これと同等の利益」

【改正案】



※ 規律対象は
「通信料金割引その他の経済的利益」

第3章 事業法第27条の3の施行状況に関する検討

3. 行き過ぎた囲い込みの禁止に係る規律の見直し

○ 継続利用割引規制に係る規律の見直し

③ 考え方

継続利用割引については、契約時点において将来の継続利用に応じた割引（例えば、契約時点において約した、2年間継続利用した場合の2年後の通信料金割引）を行うことを約することが長期にわたって利用者を拘束することになり得ることから規律対象としたものである。

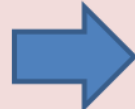
しかし、現行制度において「契約を一定期間継続していたことに応じて利用者に対して行われる」利益の提供を規律対象としたことにより、次の場合も継続利用割引に該当することになっている。

- i) 契約時点において将来の継続利用に応じた割引を行うことを約していない場合（例えば、3Gから4G又は5Gへの移行を行う際、3G利用者に対してキャンペーン割引を行う場合や既に新規受付を終了している自社プランからの移行者に限定した割引を行う場合）
- ii) 料金割引が適用されることの判定に一定期間を要する場合（例えば、月末に申込みのあった利用者に対する割引の適用有無をシステム都合により翌月の初日に処理を行う場合）

このi)・ii)の場合については、通常、長期にわたって利用者を拘束する行為とまでは言えないことから、継続利用割引の規律対象としては、契約時点において将来の継続利用に応じた割引を行うことを約することで、長期（例えば6か月を超える期間）にわたって利用者を拘束するものに限定することが適当である。ただし、長期でない場合であっても、過度な継続利用割引を行うことは適当ではないため、このような割引が行われないよう必要な対応を行うことが必要である。

また、現行制度では、継続利用に応じた高額の利益の提供であっても通信料金割引以外の利益の提供については認められているが、制度趣旨を踏まえれば、こうした利益の提供については、通信料金割引による利益の提供と同様に、規律の対象とすることが適当である。

- 現行の指定対象事業者の基準は、MNO、MNOの特定関係法人及び利用者の数の割合が0.7%を超えるMVNO。
- 他方、改正法施行時と比較してMVNOのMNOに対する相対的な競争力は低下しているところ。
- このような状況等を踏まえ、報告書においては、指定対象事業者の見直しについて、次のとおり取りまとめられた。
 - ・ MVNOの指定対象範囲を4%（約500万人相当）とすることが適当
 - ・ MNOの特定関係法人であるMVNOは、潜脱の防止の必要性に変化はないことから、引き続き指定対象とすることが適当
- 報告書を踏まえ、施行規則及び法第27条の3の適用を受ける事業者の指定告示（令和5年総務省告示第291号）の改正を行う。

MNO	MVNO	
	MNOの特定関係法人	独立系MVNO
・ NTTドコモ	・ NTTコミュニケーションズ ・ NTTビジネスソリューションズ ・ NTTPCコミュニケーションズ ・ NTT BP ・ NTTメディアサプライ ・ NTTリミテッド・ジャパン ・ ドコモCS	シェアの基準を 0.7%⇒4% ・ IIJ ・ オプテージ  対象外  計28社 （現行は計30社）
・ KDDI ・ 沖縄セルラー電話 ・ UQコミュニケーションズ	・ ジェイコム地域会社(11社)※ ・ ソラコム ・ 中部テレコミュニケーション ・ ビッグローブ	
・ ソフトバンク		
・ 楽天モバイル	・ 楽天コミュニケーションズ	

※ 大分ケーブルテレコム、ケーブルネット下関、ジェイコムウエスト、ジェイコム九州、ジェイコム埼玉・東日本、ジェイコム札幌、ジェイコム湘南・神奈川、ジェイコム千葉、ジェイコム東京、土浦ケーブルテレビ、横浜ケーブルビジョン

第3章 事業法第27条の3の施行状況に関する検討

4. 指定事業者の範囲に係る規律の見直し

③ 考え方

MNOとMVNOとの契約者シェアについては、改正法施行の前後で比較すると、施行前はMVNOのシェアが年1.2%の伸びを見せていたが、施行後はほぼ横ばいとなっており、施行前の勢いはなくなっている。また、MNOの新料金プランの導入により、MVNOにおける従前の価格優位性が低下している。これらを踏まえれば、改正法施行時と比較してMVNOのMNOに対する相対的な競争力は低下していると考えられる。

このような状況を踏まえれば、通信市場における現時点での競争状況においては、MVNOの競争への影響は少ないと考えられることから、MVNOにおける指定事業者の範囲を見直すことが適当である。この場合において、2022年7月の楽天モバイルの料金プラン改定が他の事業者の事業戦略に一定の影響を与えたことを踏まえれば、MVNOであっても、その改定当時の楽天モバイルの契約者数（約500万人）程度の契約者を有する場合は、事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少なくないとも考えられることから、MVNOの指定対象範囲を4%（約500万人相当）とすることが適当である。

ただし、MNOの特定関係法人であるMVNOについては、潜脱の防止の必要性に変化はないことから、引き続き指定対象とすることが適当である。

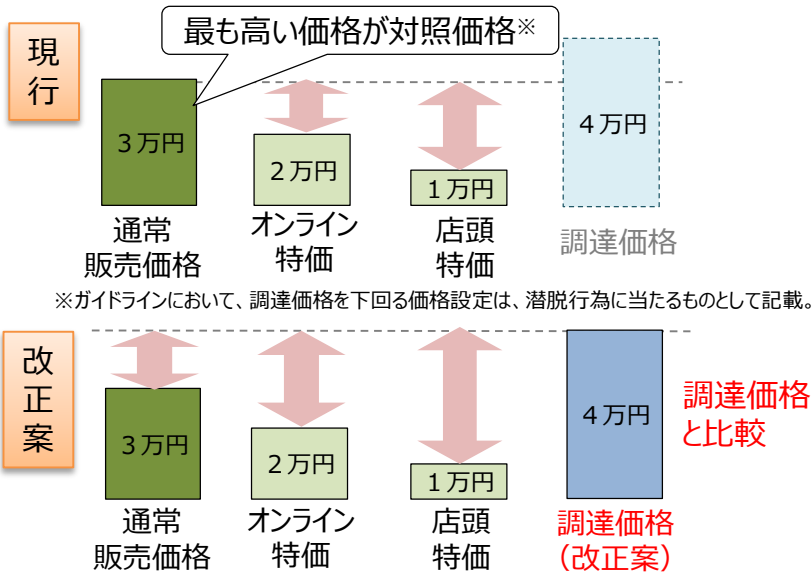
なお、指定対象事業者の範囲については、MNOとMVNO間の競争環境、MVNO間の競争環境、MNO間の競争環境を適正なものとしていく観点から、引き続き、通信市場の競争状況を注視し、必要に応じて、見直しの検討を進めることが適当である。

④ その他（対照価格の設定【施行規則第22条の2の16第2項、第40条の2】、

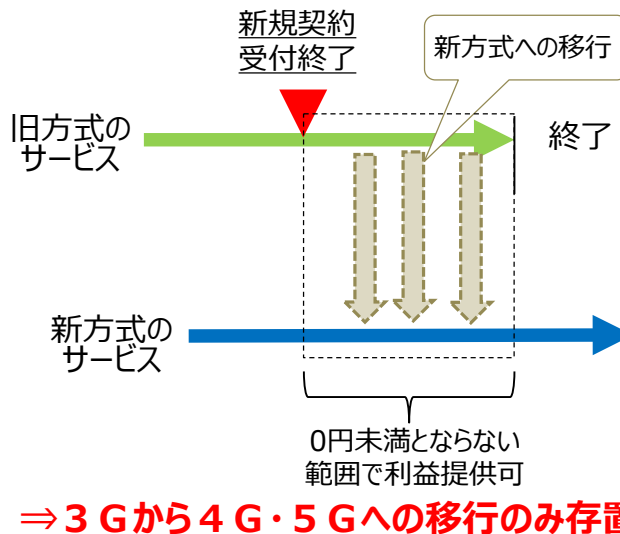
通信方式変更／周波数移行の特例【施行規則第22条の2の16第1項第2号ハ・ニ】、既往契約の更新の特例【附則第3条第3項】）

- ①対照価格（割引の基点）について、現行制度上、販売価格が一の価格のみの場合は、当該一の価格と調達価格のいずれか高いものとなるが、複数の価格が設定されている場合は、最も高い価格が採用され、調達価格との比較がない。
- ②通信方式変更／周波数移行特例は、特定の通信方式の利用者が新たな通信方式に迅速に移行してもらうため対照価格までの利益の提供を可能とするものであるが、通常の割引上限の範囲（原則4万円）であっても、迅速な移行に著しい支障となるとは考えにくく、また、この特例の目的を超えた利益の提供が行われるおそれがある。
- ③既往契約の更新の特例は、令和6年1月1日までに廃止予定（電気通信事業法施行規則の一部改正（令和元年）附則第3条第3項）。
- このような状況等を踏まえ、報告書においては、次のとおり取りまとめられた。
 - ① 潜脱を防止する観点から、複数の価格を設定する場合でも、対照価格が調達価格を下回らないように見直すことが適当
 - ② 特例は廃止することが適当。ただし、3Gから4G・5Gへの移行は、経過措置として存置することが適当
 - ③ 既往契約の更新に係る特例を廃止するよう規定の整備を行うことが適当
- 報告書を踏まえ、施行規則、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（令和元年総務省令第38号）の改正を行う。

①対照価格の設定



②通信方式変更／周波数移行の特例



③既往契約の更新に係る特例

- 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（令和元年総務省令第38号）
附則
（移動電気通信役務についての規定の適用に関する特例）
- 第三条 改正法による改正後の電気通信事業法（次項において「新法」という。）第二十七条の三第一項の規定に基づき指定された電気通信事業者が次に掲げる行為に際して約し、又は約させる料金その他の提供条件については、当分の間、新施行規則第二十二條の二の十七の規定は、適用しない
一・二 （略）
- 3 第一項の規定（同項第一号に規定する旧契約の更新に係る部分に限る。）は、~~令和六年一月一日までに廃止するものとする令和五年十二月三十一日限り、その効力を失う。~~

第2章 モバイル市場の競争環境に関する検証

2. 事業法第27条の3の執行状況

(2) 既往契約の解消状況

③ 考え方

①の状況を踏まえ、総務省においては、引き続き、既往契約の解消状況を注視するとともに、不適合拘束条件の解消時期として設定した 2023 年末をもって、既往契約の更新に係る特例（3 G 契約に係る部分を除く）を廃止するよう規定の整備を行うことが適当である。

第3章 事業法第27条の3の施行状況に関する検討

2. 通信料金と端末代金の完全分離に係る規律の見直し

(1) 上限2万円規制に係る規律の見直し

③ 考え方

ア 潜脱行為の防止

(略)

なお、割引の基点である対照価格について、現行制度上、一の価格のみが設定されている場合には当該一の価格と調達価格のいずれか高いものとなるが、複数の価格が設定されている場合には最も高い価格が採用されることとなり、調達価格との比較がない。

この場合には、事業者が価格を不当に抑制することによる規制の潜脱が行われるおそれがあることを踏まえれば、その潜脱を防止する観点から、複数の価格を設定する場合であっても、対照価格が調達価格を下回らないように見直すことが適当である。

(2) 上限2万円規制の例外規定の見直し

ウ 通信方式変更／周波数移行に対応するための端末の特例

② 考え方

現在の端末市場において、MNO 4 社は低価格帯の端末を継続的に販売しており、中古端末の販売台数の継続的な増加や販路の拡大により中古端末市場も拡大していることを踏まえると、利益の提供の上限額の原則の範囲内の利益の提供であっても、これが特定の通信方式を用いた通信サービスの利用者の迅速な移行に著しい支障となるとは考えにくい。他方で、現在の端末市場において、高価格帯の端末の販売割合が改正法施行時と比較して著しく高いことを踏まえると、新たな通信方式への迅速な移行というこの特例の目的を超えた利益の提供が行われるおそれが高まっている。

こうした状況を踏まえれば、この特例については廃止することが適当である。ただし、現在この特例を利用して3 G から4 G 又は5 G への移行を進めている事業者が存在する中でこの特例を廃止することは、当該事業者に追加的な負担を生じさせ、かつ、利用者に無用の混乱を引き起こすおそれもあることから、この移行については、経過措置として存置することが適当である。

（諮問時）

	2023年				2024年
	9月	10月	11月	12月	1月
省令・告示		電気通信 事業部会 10/6 ▲	電気通信 事業部会 11月下旬 ▲	▲	1/1 ▲
		意見募集 (10/7～11/6)		答申 (予定)	公布 (一部施行)

（諮問後修正）

省令・告示		電気通信 事業部会 10/6 ▲	意見募集 (10/7～11/6)	電気通信 事業部会 11/22 ▲ 答申 (予定)	▲ 公布	12/27 ▲ 全部施行
-------	--	---------------------------	---------------------	--	---------	--------------------

【施行日の変更】
意見募集の意見を踏まえ、諮問時の省令案及び告示案について、
附則で定める施行日を令和6年1月1日（一部公布日施行）から
令和5年12月27日とする変更。